

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私には、納付すべきものは期限前に払うという生活スタイルがあり、申立期間については経済的にも充実した時期であったので、国民年金保険料を納付しない理由も無く、申立期間のすべてが納付されていたはずである。

また、申立期間の途中で 3 か月間だけ納付になっていることは、理解できないし納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金被保険者台帳上、昭和 54 年 3 月に 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付した後、51 年 10 月から同年 12 月までの保険料を時効消滅により還付されているが、仮に申立期間②が未納であれば、還付された保険料が充当されるべきところ充当されていないことから、還付時点において保険料が納付済みであったことも否定できない上、申立人が申立期間②の直前の 3 か月分の保険料のみを納付し、申立期間②に係る保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 53 年 12 月 11 日に払い出されていることから、特例納付でなければ納付できない期間であるが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、特例納付に関する記憶が定かではな

く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間及びその前後について、住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社（現在は、B株式会社。）における資格取得日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から30年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和29年12月から36年5月まで引き続きA有限会社に勤務し、給料から保険料が差し引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の元同僚の証言により、申立人は、昭和29年12月1日から、A有限会社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚を含む複数名について、一旦、昭和30年8月1日と記録された資格取得日が、各自の入社時期と推認される日にそれぞれ訂正されていることが確認できる上、元同僚は、「入社当初から厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と同一時期に入社し、同一職種の同僚の標準報酬月額から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所で申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が昭和 30 年 8 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 12 月から 30 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 2 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の父が国民年金の加入手続をし、家族の分と一緒に納税組合の人に保険料を納付してくれていた。

申立期間について、兄弟は国民年金に加入し保険料を納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に関与していない上、その両親から申立人の保険料の納付状況について証言を得ることができず、国民年金の加入手続の時期や納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直前に同手帳記号番号の払出しを受けた人が任意加入者であり、昭和 64 年 1 月 5 日に資格取得していることから、昭和 64 年 1 月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では申立期間は時効により納付できないことに加え、申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 64 年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したこととされており、関係行政機関の記録に特段の不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を含め住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は昭和 57 年 11 月ごろに国民年金に任意加入し、61 年 3 月まで保険料を口座振替しており、申立期間について未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金に任意加入し、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入時期等に関する記憶が定かではなく、保険料の口座振替の事実も確認できないことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 51 年 4 月 9 日に任意加入していることが確認でき、その後 53 年 1 月から 57 年 10 月まで厚生年金保険加入期間があり、それ以降国民年金に任意加入の手続をした形跡がうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後において住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、家からも近かったので、A事業所の採用試験を受け、事務補助として採用になった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人が所持している勤務記録カード及び元同僚の証言等から、申立人が申立期間について、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所では申立人が申立期間について勤務していたと回答しているものの、当時の関連資料が無く、厚生年金保険の取扱状況は不明と回答しており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所において一緒に勤務したと主張する同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票上、昭和 34 年及び 35 年に厚生年金保険に加入している者が確認できず、

一方、同被保険者名簿及び同被保険者原票上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 26 日から 45 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 事業所（現在は、有限会社 B。）における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 42 年 7 月に入社し、平成 16 年 3 月に退職するまで、A 事業所に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の証言から、申立期間について同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする同事業所は、社会保険庁の記録上、昭和 42 年 7 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となり、43 年 9 月 26 日に適用事業所ではなくなり、45 年 5 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間中は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所が雇用保険の適用事業所となった昭和 52 年 4 月 1 日から雇用保険に加入しており、申立期間中、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

加えて、社会保険庁の記録上、当該事業所における申立人の同僚は、申立期間中、国民年金に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。